

【エクセレントシール保証について】

保証対象	2020年4月以降出荷の旭トステム外装[SHiZEN]エクセレントシール ただし、対象となるSHiZEN本体および同質出隅とともに施工した物件に限ります。
保証内容	次の不具合のないことを保証します。 (1)シーリング目地部の著しい凝集破壊(厚み5mm未満の薄い部位を除く)。 ※凝集破壊：シーリング自身の内部まで貫通した亀裂のことであり、接着面の乖離は含まれません。 (2)シーリング目地部の著しい白化(厚み5mm未満の薄い部位を除く)。 ※著しいとは、施工年数を考慮しても見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要な状態を言います。 ※施工起因による不具合は含まれません。また、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。
保証期間	通常の使用環境下において、製品を使用した住宅、建築物の施工完了後から15年間です。 但し、この保証に基づき補償が行われた場合において、その後の保証期間は当初の保証期間の 残余期間 とします。
保証対象条件	1.弊社が保証対象者に対して個別に保証書を発行した日本国内の 新築物件 とさせていただきます。 2.外装材として使用された物件を対象とさせていただきます。 3.原則として、シーリング施工技能士、シーリング管理士または、それに相当する知識と経験を持つ施工者、あるいは日本窯業外装材協会(NYG)サイディング施工士※が施工、管理し、施工管理報告(ロット番号を明記する)が提出された物件とさせていただきます。 4.弊社純正の同質部材・付属部材を使用し、設計・施工時の弊社最新版の「SHiZEN専用テクニカルガイド」に従って設計・施工された物件とさせていただきます。 5.適正に保管され、有効期限内に高耐候シーリング材が施工された物件とさせていただきます。 6.特に、通気構法がなされていない場合は、保証の対象外になりますのでご注意ください。 ※NYGが主催する「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と知識を有した、外装工事の専門技術者です。 保証書の発行対象者は、元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。
保証対象者 補償方法	保証書の発行対象者は、元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。 保証内容に記載する不具合が発生した場合は、元請業者様が保管している本保証書を提示いただいた上で、不具合が本製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が発生した部分を限度として、不具合が発生していない部分と同程度に修復させるものとして、次のいずれかの内、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。 (1)不具合部分の保証対象品自体の補修。 (2)不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。 (3)不具合部分を対象とした下記金額の返金。 ・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、製品価格※1、2を上限として弊社が査定した金額※3。 ・施工後3年目以降、15年までの間は製品価格※1、2を経過年数に応じて減額した額を上限として弊社が査定した金額※3。 (4)その他協議の上、最も適切と判断した方法。 ※1 エクセレントシールの販売当時のカタログ表示価格を基準に弊社が算定した価格。 ※2 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場並びに施工手間に相当する価格は含みません。 ※3 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。
免責事項	製品本体保証の免責事項に加え、 以下の場合も免責とさせていただきます。 (1)シーリング材の接着面が目地底を除く2面接着でない場合。(三角目地は保証対象外) (2)設計目地寸法(基準値)は目地幅10mm×目地深さ8mmでない場合。 (3)施工許容誤差は、目地幅の基準値に対し±20%以内でなく、また目地深さは最低5mm以上で、目地深さ/目地幅の比率は1/2~1/1の範囲でない場合。 (4)シーリング目地の幅が施工時に比して、-20%から+30%の範囲を超える変位による本製品の損傷。 (5)内装工事による振動、壁材目地の構造に著しい振動を伴う状況や目地変形が起きた場合。 (6)プライマー未使用の本製品の剥離。 (7)現場塗装におけるシーリング材の上塗り塗装の剥離、ひび割れ。 (8)保守、改装、改築に起因する本製品の損傷、ならびに人為的に加えられた本製品の損傷。 (9)有効期限を経過した製品または適正な保管がなされなかった製品を使用したと認められる場合。 (10)5℃以下の気温で施工を行った場合。(ここでいう気温とは、該当物件に一番近い気象庁の温度測定地点の最高温度を指す) (11)保証期間を経過後に申し出た場合。 (12)損傷ないし不具合を放置したために生じた拡大損傷の場合。
保証書発行条件	弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。 なお、この保証は雨漏り等の現象、SHiZEN本体・純正同質部材および付属部材に関する保証ではありません。

保証の手順

保証申請は右の手順で進めてください。

申請者(住宅会社様)
↓〈保証書発行申請書〉
旭トステム外装(株)
↓〈保証書〉
申請者(住宅会社様)

必ずお守りください

弊社指定の「保証書発行申請書」と「保証物件施工管理報告書」に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社支店・営業所へご提出ください。